

◆労働派遣法に基づくマージン率（対象期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

- ・労働者派遣法に基づくマージン率の公開
  - ・平成 24 年 10 月 1 日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）
- このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の平均賃金額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下一の位未満を四捨五入）

◆株式会社サンテックインターナショナル

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 派遣労働者の数            | 24 名                               |
| 派遣先数               | 21 事業所                             |
| 派遣料金の平均日額          | 36,874 円                           |
| 賃金の平均日額（8 時間／日）    | 23,768 円                           |
| 労使協定を締結しているか否かの別   | 締結している                             |
| 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 | すべての派遣労働者                          |
| 労使協定の有効期間の終期       | 2026 年 3 月 31 日                    |
| 教育訓練の内容            | コンプライアンス教育、個人情報保護教育、専門ソフト教育、専門技術教育 |
| その他福利厚生 の制度など      | 各種社会保険完備、退職金制度、資格取得支援制度、社員旅行       |
| マージン率              | 35.5%                              |